

キラリふくしま介護賞実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福島県（以下「県」という。）内の介護施設等で勤務する介護職員が仕事にやりがいを感じ、モチベーションを向上させることにより、より一層仕事に励み、職場に定着することを目的に、他の介護職員やこれから介護の業務を目指す学生等の目標や憧れとなるような働き方をしている介護職員を表彰し、また、介護施設、事業所が実施する労働環境・処遇改善等についての優れた取組を讃えることにより、介護人材の定着、育成等を促進するとともに、その取組を他の事業所に普及させ、介護人材の確保・定着・イメージアップにつなげる取組を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この表彰の名称は、キラリふくしま介護賞（以下「介護賞」という。）とする。

(表彰対象者等)

第3条 介護賞の対象者等は、次の各号すべてに該当する者とする。ただし、過去に介護賞を受けた者を除く。

1 介護職員表彰

(1) 別表1の県内の施設及び事業所（以下「施設等」という。）で現に勤務しており、介護職としての従事年数が当該年度4月1日現在で5年以上10年未満の者。ただし、管理者の立場にある者を除く。

(2) 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員実務者研修若しくは介護職員初任者研修を修了した者（同等の研修を修了した者も含む）

(3) 次のすべてに該当する者

- ア 利用者やその家族に対する対応が優れている。
- イ 新人職員や後輩職員への指導・助言に積極的に携わっている。
- ウ 職員同士のチームワーク向上に貢献している。
- エ 介護の仕事に積極的に取り組んでいる。

2 介護施設表彰

(1) 労働環境及び処遇の改善（働きやすい、働きがいのある、働き続けたい職場づくり）等について、次のアからキの着眼点から、優れた取組を行っているとは判断される施設等

- ア 継続性（一時的な取組ではなく、継続的な取組、取組内容の見直しが必要に応じて実施されている）
- イ 独自性（先行事例に工夫を加えた取組）
- ウ 先進性（今後の介護を取り巻く環境を見据えた取組）
- エ 展開性（他の事業所での実施が可能な取組）
- オ 模範性（他の事業所での実施が望まれる取組）
- カ 一体性・全体性（職員全員に取組の意図や内容が浸透している、事業所をあげての組織的な取組）
- キ 実績・成果（働きやすい、働きがいのある職場づくりに繋がっている、職員の入職増、定着に繋がっている、利用者の満足度の向上に繋がっている）

(2) 次のいずれかに該当する場合は選定しないことがある

- ア 過去3年以内に介護保険法に基づく行政処分を受けた場合

イ 過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された場合

(被表彰候補者の推薦等)

第4条 介護職員表彰においては、施設等の管理者は前条の表彰対象者に該当する者の中から候補者を1名推薦するものとする。なお、介護施設表彰においては推薦は求めないが、1施設等につき1取組の応募とする。

(主催者等)

第5条 介護賞は県が主催し、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会(以下「老施協」という。)が表彰の募集、選考委員会の開催、被表彰者の紹介等の業務を行うものとする。

(選考委員会)

第6条 老施協会長は、介護賞の被表彰者を選考するため、表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、6名以内の選考委員(以下「委員」という。)で構成し、選考委員長は老施協会長をもって充てる。

3 委員は、学識経験者、福祉関係団体代表者及び主催者等から県老施協会長が委嘱する。

4 老施協会長は、選考委員会に介護施設表彰の審査に係る助言のため、社会保険労務士等のアドバイザーを1名置くことができる。

5 委員及びアドバイザーの任期は、事業の年度内とする。

(選考結果報告)

第7条 老施協会長は、前条の選考の結果を福島県知事(以下「知事」という。)に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、前条により報告のあった候補者の中から知事が決定する。

(選考結果通知)

第9条 老施協は、応募のあった施設等に対し、選考結果を文書で通知する。

(表彰の数)

第10条 被表彰者の数は、介護職員表彰は30名以内、介護施設表彰は5施設等以内とする。

(表彰の方法)

第11条 介護賞の表彰は、知事名の表彰状及び副賞の授与により行う。

(被表彰者の活動等)

第12条 被表彰者は、研修講師等その職務上必要とされる場合において、当該年度の介護賞受賞者である旨標榜することができる。また、受賞者が希望する場合、県及び老施協が実施する介護賞のPR活動等に参加できるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1 (第3条第1項第1号関係)

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第五条の二、第五条の三、第二十九条並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第八条に定義された施設及び事業所

(附則)

この要綱は令和2年8月31日から施行する。

この要綱は令和3年7月2日から施行する。

この要綱は令和4年5月26日から施行する。